

四日市市告示第 157 号

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付要綱（令和元年四日市市告示第416号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表 1	
事業内容	金額
風しん抗体検査	実際に要した受診費用の額と国の定める委託料の金額とのいずれか低い金額
乾燥弱毒生風しんワクチン予防接種	接種費用の額と <u>接種年度の予防接種の委託料（単価）の金額</u> とのいずれか低い金額
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン予防接種	接種費用の額と <u>接種年度の予防接種の委託料（単価）の金額</u> とのいずれか低い金額

改正前	
別表 1	
事業内容	金額
風しん抗体検査	実際に要した受診費用の額と国の定める委託料の金額とのいずれか低い金額
乾燥弱毒生風しんワクチン予防接種	接種費用の額と <u>6,925円</u> のいずれか低い金額

(略)	
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン予防接種	接種費用の額と <u>10,917円</u> のいずれか低い金額

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付要綱別表1の規定は、令和3年4月1日以後の接種に係る接種費用について適用し、同日前の接種に係る接種費用については、なお従前の例による。

(健康福祉部健康づくり課)